

<報道発表資料>

令和3年12月27日

草加市を「交通事故防止特別対策地域」に指定します

県では、市町村交通事故防止特別対策推進要綱を定め、交通死亡事故が増加・多発している市町村を3か月間「交通事故防止特別対策地域」として指定し、集中的な交通安全対策に取り組むこととしています。

草加市では、令和3年10月から12月までの過去3か月間で、交通事故で亡くなった方が4名となったことから、知事が同市を「交通事故防止特別対策地域」に指定します。

●交通事故防止特別対策地域指定概要

1 指定期間

令和3年12月27日（月）から令和4年3月26日（土）までの3か月間

2 指定理由

過去3か月間で交通事故死者数が4人に達した。

（令和3年10月に1人、12月に3人が亡くなっている。）

3 取組内容

草加市では市長を本部長とする交通事故防止特別対策本部を設置し、特別対策の推進計画を基に集中的な対策を行います。

また、県や県教育委員会、県警察本部及びその他関係機関・団体も相互に協力し、同市における交通安全対策に集中的に取り組めます。

4 その他

令和3年度の知事による特別対策地域の指定は初めてとなります。